

# 石川県公報

平成27年3月23日(月曜日)

号 外

(第16号)

## 目 次

規 則		
○石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室)	1	○石川県海洋漁業科学館条例施行規則の一部を改正する規則 (水産課) 5
○石川県立保育専門学園附属保育所の入所等に関する規則 (同)	1	○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 6
○石川県産業展示館条例施行規則の一部を改正する規則 (経営支援課)	5	○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (同) 7

## 規 則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第七号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和二十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「から第四項まで」を「及び第四項」に改める。

第二条第二項を削る。

第三条第二項中「第六号の二」を「第六号の一」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別表第三を削る。

別記様式中「養」を「養」に改め、同様式注2中「、助産施設又は保育所」を「又は助産施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県立保育専門学園附属保育所の入所等に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第八号

石川県立保育専門学園附属保育所の入所等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県立保育専門学園附属保育所(以下「保育所」という。)の入所及び退所並びに利用者負担額に関し、石川県立保育専門学園条例(昭和二十九年石川県条例第三十五号。以下「条例」という。)その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入所の申込等)

第二条 児童を保育所へ入所させようとする保護者は、別記様式第一号による入所申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、保育所への入所又は保育所からの退所の決定をしたときは、別記様式第二号によりその旨を保護者に通知するものとする。

3 児童を保育所から退所させようとする保護者は、あらかじめ、別記様式第三号による退所届を知事に提出しなければならない。

(利用者負担額の額の通知)

第三条 知事は、条例第十条に規定する利用者負担額の額を決定し、又は変更したときは、別記様式第四号によりその額を保護者に通知するものとする。

(利用者負担額の減免の申請)

第四条 条例第十一条の規定により利用者負担額の減免を受けようとする保護者は、別記様式第五号による申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

石川県知事 様

保護者

住 所

氏 名

印

入 所 申 込 書

石川県立保育専門学園附属保育所へ入所させたいので、次のとおり申し込みます。

入 所 日	
入 所 する 児 童 の氏名・支給認定証番号 及 び 生 年 月 日	
入 所 理 由	
保 育 の 実 施 期 間	
備 考	

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

年 月 日

様

石川県知事

印

石川県立保育専門学園附属保育所入所 (退所) 決定通知書

入所 (退所) について、次のとおり決定しましたので通知します。

入 所 ( 退 所 ) 日	
入所 (退所) する児童 の氏名・支給認定証番号 及 び 生 年 月 日	
入 所 ( 退 所 ) 理 由	
保 育 の 実 施 期 間	
備 考	

別記様式第 3 号 (第 2 条関係)

年 月 日

石川県知事 様

保護者

住 所

氏 名

㊞

退 所 届

石川県立保育専門学園附属保育所を退所させたいので、次のとおり届け出ます。

退 所 日	
退 所 する 児 童 の 氏 名 ・ 支 給 認 定 証 番 号 及 び 生 年 月 日	
退 所 理 由	

備考 転居 (予定を含む。) の場合は転居後の住所を、別の施設へ移る場合は施設名等を、退所理由欄に記入してください。

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

様

石川県知事

㊞

平成 年度利用者負担額の額の決定 (変更) 通知書

あなたの石川県立保育専門学園附属保育所の利用者負担額の額を下記のとおり決定 (変更) したので通知します。

月額

円

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

利 用 者 負 担 額 減 免 申 請 書			
児童名及び支給認定証番号			
申請事由発生前の収支状態	月収入計 円	月支出計 円	差引 円
現 在 負 担 額		希 望 負 担 額	
申請事由 (具体的に)			
将来の見通し			
上記の事由により減免を申請します。 年 月 日			
石川県知事 様		申請者 住所 氏名	印
※上記の申請は事実に相違ないことを証明します。 年 月 日			
		職・氏名	印
※上記の申請者の負担額は金 円を相当とする。 年 月 日			
		石川県知事	印

注 ※印欄は、申請者において記載しないこと。

石川県産業展示館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

石川県産業展示館条例施行規則の一部を改正する規則

石川県産業展示館条例施行規則(昭和四十七年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事(員本市、展示会、物品販売その他の産業の振興を目的として使用しようとする者にあつては、指定管理者)」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「知事又は」を削る。

別記様式第二号中「石川県知事(石川県産業展示館指定管理者)」を「石川県産業展示館指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県海洋漁業科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 号

石川 県 海 洋 漁 業 科 学 館 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 海 洋 漁 業 科 学 館 条 例 施 行 規 則 (平 成 六 年 石 川 県 規 則 第 三 十 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 六 条 から 第 八 条 ま で を 削 り、 第 九 条 を 第 六 条 と す る。

別 記 様 式 第 一 号 から 別 記 様 式 第 三 号 ま で を 削 る。

附 則

こ の 規 則 は、 平 成 二 十 七 年 四 月 一 日 から 施 行 す る。

宅 地 建 物 取 引 業 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 七 年 三 月 二 十 三 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 一 号

宅 地 建 物 取 引 業 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

宅 地 建 物 取 引 業 法 施 行 細 則 (昭 和 四 十 八 年 石 川 県 規 則 第 一 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 一 条 中 「昭 和 三 十 二 年 法 務 省 令、 建 設 省 令 第 一 号」 の 下 に 「。 以 下 「営 業 保 証 金 規 則」と い う。」 を 加 え る。

第 十 条 第 二 項 中 「破 り、 よ ご し、 又 は 失 つ た」 を 「亡 失 し、 滅 失 し、 汚 損 し、 又 は 破 損 し た」 に 改 め、 同 条 第 三 項 中 「を 破 り、 又 は よ ご し た」 を 「を 汚 損 し、 又 は 破 損 し た」 に、 「そ の 破 り、 又 は よ ご し た」 を 「そ の」 に 改 め る。

第 十 一 条 第 一 項 中 「一」 を 「い ず れ か に」 に 改 め る。

第 十 三 条 の 見 出 し を 「(宅 地 建 物 取 引 士 資 格 登 録 簿 変 更 登 録 の 申 請 書 の 添 付 書 類)」 に 改 め る。

第 十 五 条 の 見 出 し 中 「宅 地 建 物 取 引 主 任 者」 を 「宅 地 建 物 取 引 士」 に 改 め る。

第 十 六 条 の 見 出 し 中 「取 り も ど し」 を 「取 戻 し」 に 改 め、 同 条 中 「宅 地 建 物 取 引 業 者 営 業 保 証 金 規 則」 を 「営 業 保 証 金 規 則」 に、 「取 り も ど し」 を 「取 戻 し」 に 改 め る。

第 十 七 条 の 見 出 し 中 「還 付」 を 「取 戻 し」 に 改 め、 同 条 中 「宅 地 建 物 取 引 業 者 営 業 保 証 金 規 則」 を 「営 業 保 証 金 規 則」 に 改 め、 同 条 に 次 の 一 項 を 加 え る。

2 営 業 保 証 金 規 則 第 九 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 債 権 の 申 出 書 及 び 申 出 に 係 る 債 権 の 総 額 に 関 す る 証 明 書 の 交 付 の 請 求 は、 別 記 様 式 第 十 一 号 に よ る 請 求 書 に よ つ て し な け れ ば な ら ず。

別 記 様 式 第 一 号 中 「廻」 を 「森」 に、 「取 引 主 任 者」 を 「宅 地 建 物 取 引 士」 に 改 め る。

別 記 様 式 第 四 号 中 「廻」 を 「森」 に 改 め る。

別 記 様 式 第 六 号 中 「廻」 を 「森」 に、 「破 つ た、 よ ご し た、 失 つ た」 を 「亡 失 し た、 滅 失 し た、 汚 損 し た、 破 損 し た」 に、 「第 十 一 条」 を 「第 十 条」 に 改 め る。

別 記 様 式 第 九 号 中 「宅 地 建 物 取 引 主 任 者 資 格 登 録 消 除 申 請 書」 を 「宅 地 建 物 取 引 士 資 格 登 録 消 除 申 請 書」 に、 「殿」 を 「森」 に 改 め る。

別 記 様 式 第 十 号 中 「営 業 保 証 金 取 り も ど し 公 告 届」 を 「営 業 保 証 金 取 戻 し 公 告 届」 に、 「殿」 を 「様」 に 改 め る。

別 記 様 式 第 十 一 号 中 「債 権 の 申 し 出 が な か つ た 旨 の 証 明 書 交 付 請 求 書」 を 「債 権 の 申 出 が な か つ た 旨 の 証 明 書 交 付 請 求 書」 に、 「廻」 を 「森」 に、 「第 八 条 {第 一 項 第 三 号、 第 二 項 第 三 号} の」 を 「第 九 条 第 一 項 の 規 定 に よ る」 に

「 年 度 金 証 第 号」 を

「 年 度 金 証 第 号 国」 に 改 め る。

別 記 様 式 第 十 一 号 の 次 に 次 の 一 様 式 を 加 え る。

別記様式第12号(第17条関係)

債権の申出書及び申出債権総額証明書交付請求書

年 月 日

石川県知事 様

請 求 者  
住 所  
氏 名



次の供託物について宅地建物取引業者営業保証金規則第9条第2項の規定による申出書及び債権の総額に関する証明書を交付してください。

供 託 番 号	年度	金 証 第 号	国
免 許 業 者	商号又は名称		
	代表者の氏名		
	主たる事務所の所在地		
	従たる事務所の所在地		
請求者と免許業者との関係	本人・相続人・役員・清算人・破産管財人		

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十八年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第八十七条の二第一項」を「第八十七条の二」に改め、同条第四項中「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第五号」に改める。

第五条第二項第一号中「義務教育諸学校施設費国庫負担法」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に改め、同項第四号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六条、第八条第三項及び第十条第三項第一号中「第八十七条の二第一項」を「第八十七条の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

